

## 商品概要説明書

### 期日指定定期貯金

(平成18年4月1日現在適用中)

1.商品名	・期日指定定期貯金												
2.販売対象	・個人のみ												
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年(最長預入期限)</li> <li>・満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年(据置期限)後の応答日から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1ヵ月前までに通知することが必要です)</li> <li>・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。</li> </ul>												
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1万円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>												
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・満期日に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算</li> <li>・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。</li> </ul>												
7.手数料	-												
8.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)</li> <li>・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。</li> </ul>												
9.中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・据置期限前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの期間に対して以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>・6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>・6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×30%</td> </tr> <tr> <td>・1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×30%</td> </tr> <tr> <td>・1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>・2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>・2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×80%</td> </tr> </table>	・6か月未満	解約日における普通貯金の利率	・6か月以上1年未満	2年以上利率×30%	・1年以上1年6か月未満	2年以上利率×30%	・1年6か月以上2年未満	2年以上利率×40%	・2年以上2年6か月未満	2年以上利率×60%	・2年6か月以上3年未満	2年以上利率×80%
・6か月未満	解約日における普通貯金の利率												
・6か月以上1年未満	2年以上利率×30%												
・1年以上1年6か月未満	2年以上利率×30%												
・1年6か月以上2年未満	2年以上利率×40%												
・2年以上2年6か月未満	2年以上利率×60%												
・2年6か月以上3年未満	2年以上利率×80%												
10.貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>												
11.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</li> <li>・この貯金の一部を払い出す場合は、1万円以上の金額を指定して下さい。なお残元金が1万円を下回る場合、一部払い出しはできません。</li> <li>・個人の場合、自動化機器による預入が可能です。</li> </ul>												